

第二十号の三の二様式

事業年度	・	・	法人名		
政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無				○有 ○無	
控除する金額の計算					
所得税等の額	①	円	道府県民税の法人税割額	⑥ 円	
控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額 ②－(⑤＋⑥)	⑦	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額 ⑬	⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額(⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭)	⑨	
国税の控除額 ③＋④	⑤				
各市町村ごとに控除する金額の明細					
事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額	各市町村ごとに算定した法人税割額	各市町村ごとに控除する金額(⑩又は⑪のうち少ない額)
名 称	所 在 地		⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円
		人			
合 計				⑬	⑭